

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年8月21日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：南アフリカ共和国エテクウィニ都市圏ダーバン市における洪水被害軽減に向けた情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：南アフリカ共和国エテクウィニ都市圏ダーバン市における洪水被害軽減に向けた情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00572

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年8月21日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：南アフリカ共和国エテクウィニ都市圏ダーバン市における洪水被害軽減に向けた情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約期間（予定）：2024年10月から2025年2月
先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アフリカ共和国事務所
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年8月27日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年8月28日 12時
3	質問への回答	2024年9月2日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024 年 9 月 6 日 12 時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024 年 9 月 20 日 14 時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）日程参照

2）提出先：<https://forms.office.com/r/8S5tRLY3hQ>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

1）上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

2）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.(3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：(調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例：24a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%

をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70 : 30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

1990年以降、気候変動等に伴う海面温度の上昇などの理由から、南部アフリカ地域の大陸部では、近年、数年に一度の頻度で洪水や大型サイクロンによる被害が発生している。南アフリカにおいても、極端な気象現象の増加により、森林火災や洪水、干ばつ等の自然災害が発生しており、これらによる社会・経済への負の影響が懸念されている。

係る状況下、南アフリカ森林・水産・環境省は「国家気候変動適応政策（National Climate Change Adaptation Strategy）」において、気候変動の影響を特に受けやすい脆弱な地域の自治体に対する早期警戒システムの充実や住民への防災教育などを優先課題とした上、これら対策に取り組んでいる。また、災害発生時には、国家災害管理法（South African National Disaster Management Act. 2002年第57号。以下「NDMA」という。）の下、国家災害管理フレームワーク（National Disaster Management Framework. 以下「NDMF 2005」）に基づき、国家災害管理センター（South African National Disaster Management Centre. 以下「NDMC」という。）が対応するものとされている。

しかしながら、NDMAによるNDMCの位置付けは、「災害の最中または直後に、災害の影響を受けた人々やコミュニティに救援をもたらすために講じられる措置」であり、また、NDMCは主に応急対応及び復旧・復興を主導する機関である。昨今の気候変動に鑑み、今後更に災害の頻度・規模が拡大すると想定される中、持続可能な開発の実現に向け、災害の予防に係る法令・制度の充実はもとより、「事前防災投資」による災害時の被害軽減、被害額及び復旧・復興に係る支出抑制等が求められている。

事業想定地であるダーバンは、南アフリカ共和国の南東部に位置するクワズール・ナタール州のエテクウィニ都市圏にある地区（市に相当）であり、ヨハネスブルグから約800kmに位置する。ヨハネスブルグやケープタウンと共に南アフリカを代表する大都市の1つで、人口はヨハネスブルグに次ぐ約330万人である。インド洋に臨む港湾都市として国内最大の貿易港でアフリカ南北回廊の拠点としても重要であるダーバン港を有することから、観光地としてだけでなく、製糖・製粉・車両などの工業が発達しており、日本の自動車メーカーも生産工場を置いている。

一方、近年では、ダーバンにおいて年に数回の頻度で大雨を原因とした河川の氾濫、住宅地の浸水、土砂崩れや鉄砲水による居住地の被害など、中小規模の被害が繰り返されており、死傷者も発生している。特に、2022年4月にクワズール・ナター

ル州にて発生した記録的大雨では、大規模な洪水や土砂流れにより、ダーバン港を始めとして、幹線道路、送配電、上下水道などの基幹インフラに大きな被害をもたらした。うち、洪水被害については、大雨による周辺河川の増水・氾濫のみならず、港湾周辺の内水氾濫も指摘されているなど複合的な要因が指摘されている³。行方不明者を含む犠牲者は500人以上に上り、後日シリル・ラマポーザ大統領が「国家的災害事態宣言」を公表し、南アフリカ全体への経済的影響について懸念を表明するに至っている。

物流大動脈である南北回廊の起点・終点となるダーバンでの災害、及び事前防災投資の不足による同地域インフラ被害の拡大は、ザンビア、ジンバブエ等の内陸国経済にも甚大な負の影響を与えるものであり、同地域での基幹インフラの安定的な提供は、南アフリカのみならず南部アフリカ域内各国が持続可能な経済活動を推進する上で必要不可欠である。よって、将来的なダーバン地域における災害対策強化に向けて、JICA内外の資金を動員して災害リスク削減に寄与する協力を段階的に追加・実施する可能性を検討するため、基礎的な情報収集を実施することとした。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、南アフリカのダーバン地域で頻発する洪水による被害を軽減するために、洪水の規模やメカニズムについて情報収集した上で、ダーバンにおける洪水災害リスクを分析し、守るべき既存の重要インフラ⁴及び改善すべき防災インフラ⁵を特定した上で、中長期的にJICAが段階的に行い得る協力案を提案する。

第3条 調査実施の留意事項

1. 調査対象の想定分野

主に調査対象として想定している分野は、「洪水（河川氾濫）」、「都市排水」及び「港湾施設・物流道路」である⁶。

「洪水（河川氾濫）」及び「都市排水」は、ダーバン地域で頻発している洪水の主な原因が外水（河川氾濫）によるものか内水氾濫によるものか、或いは複合的なものかについて諸説あることから、有効な対策を検討するため本調査で主な原因を分析する。

うち、「洪水（河川氾濫）」に関しては、ダーバン港周辺に流れ込む主要河川の上流域にダムが設置されているものの、取水機能を目的としたものとされており、治水機能面の強化の必要性が指摘されている。また、周辺地域には「タウンシップ」と呼ば

³ 上述の通り、ダーバンにおける洪水の要因は複合的であると指摘されており、洪水メカニズムは明確になっていないことから、本調査内で受注者が調査することを想定している。現時点でのダーバンの洪水メカニズムの仮説について、技術提案書にて明記すること。

⁴ 現時点では「港湾施設及び物流道路」を想定しているが、これら重要インフラに係る現状・課題（これらインフラの洪水時の被害状況等）を記載すること。また、その他守るべき重要インフラがあると考えられる場合には、技術提案書にて提案すること。なお、守るべき重要インフラについては、本調査内で受注者の調査・分析をもとに、発注者及び受注者で協議の上で特定する。

⁵ 現時点では「河川」及び「都市排水」を想定しているが、これら改善すべき防災インフラに係る現状・課題（これら防災インフラの改善すべき点等）を記載すること。また、その他改善すべき防災インフラがあると考えられる場合には、技術提案書にて提案すること。本調査内で受注者の調査・分析をもとに、発注者及び受注者で協議の上で特定する。

⁶ 現時点でその他に重点的に調査すべきだと考える分野がある場合は、技術提案書にて提案すること。

れる貧困層が居住する災害に脆弱な地域がある。当該地域においては中小規模の洪水でも毎年のように人命危機に直結する土砂流を含む洪水等が発生し、それが下流域における洪水被害に繋がっている可能性もあるため、本案件で同被害のメカニズムを調査する。

また、「都市排水」に関しては、ダーバン港周辺地域の都市排水機能の不足が周辺地域における幹線道路等の内水氾濫に繋がっていると指摘されている。都市排水機能の不足と、豪雨に対する河川氾濫への対策不足が地域の浸水被害等の原因であるとの仮説もあるが、科学的調査が少ないため、解明されていない。

さらに、「港湾施設・物流道路」は、大規模洪水時に甚大な被害を受けた分野であり、防災・減災対策のニーズが現時点で確認されていることから、守るべき重要インフラの候補として本調査の対象とする。本調査では、発注者及び受注者で協議し、守るべき重要インフラを特定した上で、洪水対策の方向性を検討する。

2. 他ドナーや当国政府機関の取り組みに関する情報収集

国連開発計画（UNDP）、新月赤十字社など、これまで多くの国際機関や NGO が、ダーバンにおける災害復興に係る協力や緊急支援を計画・実施していることから、事前防災投資の観点から、これら機関の協力実績及び最新動向を取りまとめる。

また、2025年（11月見込み）に当国が G20 議長国を務めるにあたり、G20 や気候変動枠組条約締約国会議（UNFCCC-COP）等の国際場裏において、自国の防災政策について、旧来どおり災害後の復興支援に重きを置くのか、新しい「防災投資」に注力していくのかなど、可能な範囲で確認した上で、今後の発注者による協力案を検討する。

なお、本調査では、主要な調査対象機関を NDMC と想定しているが、その妥当性及び関係機関⁷については本調査にて検討する。加えて、発注者・南アフリカ共和国事務所を通じて、当国の日本大使館にもヒアリングを行う。

3. 実現性を考慮した現地関係機関とのやり取り

本調査を通じて提案される協力可能性が、制度面、財政面、実施体制面において現実的な内容となるよう、各関係機関の実施能力を見定めつつ協議・ヒアリングを進める。但し、本調査は今後の協力を約束するものではないことに留意し、現地関係機関に誤解を与えないよう配慮する。

4. 本邦技術の活用に関する分析

災害対策強化に資する協力の検討にあたっては、当国の経済成長・強靱なインフラ開発に資することを大前提としつつ、その優先度に加え、幹線道路の嵩上げや護岸工法、放水路造成に係る土木技術或いはセンシング技術を活用した河川水位の把握等における本邦企業の技術的優位性を踏まえ検討する。

日本政府が策定した「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」（2020年7月）では、「防災、気候変動適応、医療・ヘルスケア・高齢化対応等、我が国が他国に先駆けて取り組んでいる課題及びこれらの主流化に対応する強固で柔軟性のある社会インフラの海外展開を推進する」とされており、開発効果最大化のために技術支援が必

⁷ 現時点で防災分野に関係すると想定される省庁及び関連機関を把握している場合は、それぞれの防災分野における役割について、技術提案書にて明記すること。

要かつ効果的・効率的と考えられる事項については、資金協力と併せ技術支援を検討する。必要に応じて本邦企業にもヒアリングを行うとともに、相手国政府・実施機関のニーズや意向を確認しつつ検討する。

5. 開発事業、イニシアティブ、構想の活用

仙台防災枠組の他、他分野のイニシアティブの適用や活用可能性について検討を行い、複合的な課題解決に資する可能性を追求する⁸。

6. 防災に係る構造物対策のショーケースとなる候補案件の検討

これまで南アフリカ共和国においては、発注者による防災分野協力は技術協力を含め一部調査を除いて実施されていない。このため、今後の協力の検討にあたっては技術協力と資金協力のシナジー効果を意識することが望まれる。例えば、資金協力の候補案件は、当国の防災に係る構造物対策の代表例（ショーケース化）となることを意識して検討し、この構造物をショーケースとして技術協力に活用することで、当国の防災能力向上に寄与する他、防災に対する実施機関の意識向上や治水対策促進にも寄与する可能性がある。

7. 今後の支援方針に係る検討

今後南アフリカ共和国の防災セクターで実施し得る支援方針（無償、円借款、技術協力、海外投融資、民間連携事業等）のロングリストを作成した上で、対策優先度の高い案件群をショートリスト化する⁹。リスト化にあたっては、単にリストに案件群を列挙するだけでなく、相手国政府の意向を踏まえ、各対策相互作用や影響を工学的に分析した上で、どのような順序・段階で支援を展開するべきかを根拠と併せ提案する。また、特に優先度及び妥当性が高いと思われる案件について、候補案件概要表を作成する。

また、資金協力については、金額面で複数の規模を検討することで、当国の債務状況に応じて柔軟な提案が可能となるよう考慮する。また、資金協力のうち無償資金協力については、当国が「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」（平成26年4月、外務省国際協力局）における所得水準が相対的に高い国に該当するため、案件の性質（緊急性・迅速性、人道上のニーズ等）、我が国の対外政策（外交的観点、重要政策との関係等）、供与先となる当国が置かれている状況（債務状況、環境的脆弱性等）などを十分に勘案する。

第4条 調査の内容

1. 関連資料、関連政策・計画の情報収集・分析等

特にダーバン港周辺地域における防災関連事業に必要な関連資料や関連政策・計画に関する情報収集・分析を行う。その際、恒常化している中小規模の洪水のみならず、2022年に発生した大規模洪水等についても、既存情報や資料も併せて情報収集・分析する。また、その現況と課題について整理し、災害リスクと守るべきエ

⁸ 現時点で関連するイニシアティブを把握している場合、技術提案書にて提案すること。

⁹ 本調査では、ショートリストに列挙された個別案件を実施した場合の相互的影響も想定したうえで、今後どのような順番で個別案件を実施していくか提案願いたい。現時点で考えられる相互作用・影響を分析する方法（シミュレーション分析など）を技術提案書にて提案すること。

リア（港湾とアクセス道路を想定）を明確化する。

以下に想定される収集資料の一例を示すが、その他分析に必要な資料・情報があれば適宜設定・収集する。

- ・ 社会経済状況
- ・ 防災に係る政策法律、予算状況・ 防災に係る実施機関と関係機関の体制（平時・緊急時等）
- ・ 災害基礎情報（降雨量や流量、水位などの水文データや河川横断面等）
- ・ 水害に関する計画やデータ（河川整備計画、都市排水計画等）
- ・ 水害に関するハザードやリスク評価
- ・ 仙台防災枠組に関連する事前防災投資及び Build Back Better への取組状況
- ・ 発災後の対応に関する建設機材等の資機材の整備状況
- ・ ライフライン（電力、通信）の構造物対策に係る情報整理・分析¹⁰
- ・ 重要インフラ及び防災インフラの整備状況（構造物対策、非構造物対策含む）
- ・ 災害に対する国民の認知に係る情報
- ・ 当該国の防災に関する技術の状況
- ・ 他ドナーによる防災に関連する実施プロジェクト、実施計画、予算措置等（構造物対策、非構造物対策含む）
- ・ 過去に日本政府又は発注者が先方政府・団体と防災分野で連携した事例と現在の政策との整合性や進捗

2. インセプション・レポートの作成

インセプション・レポート（案）を作成し、発注者の承認を得る。なお、インセプション・レポート（案）には報告書目次（案）も含まれる。

3. 実地踏査、関係機関等との面談

第4条第1項に基づき分析された重要インフラ（港湾施設、物流・アクセス道路を想定）及び防災インフラ（流域・河川・都市排水を想定）について実地踏査を行い、災害リスクや構造物対策、非構造物対策の状況などを記録する。なお、物流大動脈である南北回廊の起点・終点となるダーバンでの災害及び事前防災投資の不足による同地域インフラ被害の拡大は、ザンビア、ジンバブエ等の内陸国経済にも甚大な負の影響を与え、守るべき既存重要インフラは多い。しかし、洪水対策は一気には、それらすべてに与えるリスクを排除できない。故に、相手国政府の意向を踏まえて、優先的に防護すべき対象を特定するとともに、防災インフラの整備状況を確認する。

また、防災分野で中心的な役割を担う関係機関（NDMCなどを想定）、及び河川管理を担当する水衛生省（DWS）、公共事業・インフラ省（DPWI）等と面談を行い、重要インフラに係る最新状況や当国のニーズについて聞き取りを行う。また、防災に関連する中央政府機関として、発注者による課題別研修に対し研修員を派遣している Municipal Infrastructure Support Agent（MISA）等の機関もあることから、中央政府と州政府、地方自治体間の連携状況についても調査する。

以下に想定される調査項目の一例を示すが、その他必要な項目があれば適宜設定・追加する。

¹⁰ 本調査内の業務従事者の専門外となるであろう「電力」や「通信」などの分野については、現地再委託による調査は想定しておらず、業務従事者で収集・整理可能な範囲での対応を想定している。

- ・ 防災に係る政策や今後上程予定の法案等
- ・ 防災に係る南ア政府内の組織体制や予算措置
- ・ 洪水防御計画の現状調査、構造物対策の対象、場所等に係る現状
- ・ 非構造物対策の対象、場所等に係る現状
- ・ 防災の推進を求める施設のニーズ

4. 河川及び都市排水の構造物対策に係る情報整理・分析

第4条第1項及び第3項で収集した情報及び分析を基に、洪水（河川氾濫）及び都市排水の構造物対策の現状や課題について分析を行う。洪水（河川氾濫）については河川防御計画、主に洪水の計画規模・確率年の考え方、ネックポイント（堤防の有無、堤防高不足や流下能力不足）、堤体構造、維持管理その他必要な情報を整理し、課題について分析する。また、都市排水については、表面排水施設、地下排水施設、流出抑制施設等の整備状況、主に洪水の計画規模・確率年の考え方、流出抑制施設からの許容放流量、維持管理その他必要な情報を整理し、課題について分析する。

5. 他分野の事業・イニシアティブ・構想の活用検討

当国の防災分野や他分野のイニシアティブの適用や活用可能性について検討を行い、複合的な課題解決に資する可能性を追求する。また、本邦企業の技術的優位性を踏まえつつ、本邦技術の活用についても可能な範囲で検討する。

6. 調査結果の総括・候補案件の提案

上述の調査結果に基づき、当該地域で優先的に行うべき支援（無償、円借款、技術協力、海外投融資、民間連携事業等）の可能性（資金協力の前提となる先方負担事項に係る現状確認を含む）を検討し、対策優先度の高い候補案件を提案する。無償資金協力については「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」（平成26年4月、外務省国際協力局）の内容を十分に勘案する。

（1）対策案件のロングリスト作成

事前防災投資の観点から、治水対策のコンセプトを踏まえて無償、円借款、技術協力、海外投融資、及び民間連携事業等による協力候補案件となり得る案件のロングリストを作成する。資金協力のロングリストは、当国が実施中の防災分野の計画を踏まえ、本調査でのヒアリング等から現地において高いニーズが確認された施設を対象候補として検討する。また、候補案件は単一の施設のみならず、複数の既存施設での防災・災害対策強化などの視点も含めてその規模感を検討する。

（2）案件絞り込み・優先順位検討

ロングリストを基に、対策優先度の高い案件群をショートリスト化する。リスト化にあたっては、単にリストに案件群を列挙するだけでなく、相手国政府の意向を踏まえ、各対策相互作用や影響を工学的に分析した上で、どのような順序で段階的に支援をするべきかを根拠と併せ提案する¹¹。

¹¹ 本調査では、ショートリストに列挙された個別案件を実施した場合の相互的影響も想定したうえで、今後どのような順番で個別案件を実施していくか提案願いたい。現時点で、相互作用・影響を分析する方法（シミュレーション分析など）を提案できる場合は、技術提案書にて提案すること。

(3) 候補案件概要表の作成

作成したショートリストの候補案件のうち、特に優先度及び妥当性が高いと思われるものについては、可能な範囲で案件概要表を作成する（簡易版を認める）。当該概要表は、日本政府や当国政府への説明に用いることを想定し、事業の背景、必要性、目的、対象地域、活用が期待される本邦技術、維持管理体制、事業スケジュール、実施体制、事業費（試算レベル）、想定される開発効果などを可能な範囲で明記する。

7. 支援方針に係る提言

技術協力及び資金協力を行う際の留意点、ボトルネックとなり得る事項を洗い出し、これに対する提言を行う。建造物、河川、都市排水などの構造物対策に係る内容を前提とするが、具体的な支援方針が見出せない場合はその理由をもって発注者と協議を行う。

8. 発注者への報告・協議

第1回現地調査後には、現地調査結果について発注者へ報告を行う。また、ドラフト・ファイル・レポートに関しては、必要に応じて、発注者側関係部署に加えて、NDMC等に対して、当国の防災分野における構造物対策の必要性などの伝達を主な目的とする調査報告を開催する場合がある。

第5条 報告書等

調査業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、作成にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期間末日とする。各報告書の先方政府の説明、協議に際しては、報告書作成前に発注者に説明の上、その内容について了承を得る。

・ インセプション・レポート

記載事項：共通仕様書第6条の「業務計画書」記載内容に加え、「別紙：報告書目次案」を参照

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文電子データ

・ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：ファイナル・レポートに記載予定の内容（ドラフト）

提出時期：2025年1月下旬

部 数：和文電子データ

・ ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（ドラフト・ファイナル・レポートへのコメントを反映したもの）

提出時期：2025年2月下旬（契約履行期間の末日）

部 数：報告書（電子データ）、和文（カラー製本）10部、英文（カラー製本）10

部

第6条 相談窓口の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

別紙1：報告書目次（案）

別紙2：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

報告書目次（案）

（以下は案であり、内容を網羅していれば、構成項目は問わない）

1. 調査の概要（Executive Summary）
2. 南アフリカ共和国における防災分野に関する基礎情報の整理
 - 2.1 社会経済状況
 - 2.2 政府内の組織体制、政策・計画
 - 2.3 法制度・予算（NDFM のレビューを含む）
 - 2.4 防災に係る実施機関と関係機関の体制
 - 2.5 災害基礎情報の収集（水文データなど）
 - 2.6 水害に関するハザードマップやリスク評価
 - 2.7 洪水から守るべき箇所の選定
 - 2.8 防災に係る構造物対策及び非構造物対策の実施状況
 - 2.8.1 建造物及びライフライン（電力、通信）
 - 2.8.2 流域・河川
 - 2.8.3 都市排水
 - 2.9 洪水防御計画の現状調査
 - 2.10 当国の防災関連技術の動向
 - 2.11 災害に対する国民の認知
 - 2.12 他ドナーの支援動向
3. ダーバン市における防災分野に関する基礎情報の整理
 - 3.1 社会経済状況
 - 3.2 政策・計画
 - 3.3 法制度・予算
 - 3.4 防災に係る実施機関と関係機関の体制
4. ダーバン港周辺地域の洪水被害に関する現状把握、原因分析
 - 4.1 建造物
 - 4.1.1 港湾施設
 - 4.1.2 主要幹線道路
 - 4.1.3 政府機関庁舎、病院等の公共施設
 - 4.1.4 その他の主要な建造物
 - 4.2 流域・河川（流域における土砂崩れ被害を含む）
 - 4.3 都市排水
5. ダーバン港周辺地域における洪水被害軽減のための既存の施策の検討・分析
 - 5.1 先方政府（中央、州、地方）による防災計画・施策
 - 5.2 政府系団体・組織や民間企業による防災計画・施策
 - 5.3 NGO、地域住民、他ドナー等による防災計画・施策

6. JICAによる協力可能性
 - 6.1 技術協力、有償・無償資金協力候補案件ロングリスト
 - 6.2 案件絞り込み・優先順位検討
 - 6.3 候補案件概要表（該当する場合）

7. 調査の結論及び今後の支援方針に係る提言

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	ダーバンの洪水メカニズムの仮説	特記仕様書「第1条 調査の背景・経緯」及び脚注3
2	ダーバン市における守るべき重要インフラ	特記仕様書案「第2条 調査の目的と範囲」及び脚注4
3	改善すべき防災インフラ	特記仕様書案「第2条 調査の目的と範囲」及び脚注5
4	ショートリストに列挙された個別案件の相互的影響、相互作用・影響を分析する方法	特記仕様書「第3条 調査実施の留意事項」うち「1. 調査対象の想定分野」及び脚注6 及び 特記仕様書「第4条 調査の内容」うち「6. 調査結果の総括・候補案件の提案」及び脚注11

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

年末年始休暇など南アフリカ共和国のスケジュールを踏まえて、調査スケジュールを検討する。現時点で想定する調査スケジュールは以下の通り。

調査は2024年10月上旬から開始し、2025年2月下旬の終了を目途とする。現地渡航は2回（第一回：11月上旬～12月中旬、第二回：1月中旬～2月上旬）とし、調査工程及び各報告書の作成時期は下表を想定している。但し、調査中の状況により、必要と判断されれば、JICA南アフリカ共和国事務所及び同国関係者と協議の上で変更することがある。

項目 \ 時期	2024年						2025年			
	10月		11月		12月		1月		2月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
業務期間										
本邦										
現地										
報告書提出	IC/R							DF/R		F/R

IC/R：インセプション・レポート、DF/R：ドラフト・ファイナル・レポート、F/R：ファイナル・レポート

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）7.20人月

（渡航回数：延べ8回を想定）

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加

者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／〇〇 格付の目安（2号）】

- 1) 対象国及び類似地域：南アフリカ共和国及び南部アフリカ地域
- 2) 語学能力：英語

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(4) 現地再委託

認めない¹²。

(5) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料：なし
- 2) 公開資料：
 - ① 「南部アフリカ地域防災プロジェクト研究」ファイナルレポート
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12369351.pdf>
 - ② (ODA) 所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の活用
| 外務省 (mofa.go.jp)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/teki sei_k/shotoku.html
 - ③ KZN Human Settlements Disaster Management Policy
https://www.kzndhs.gov.za/images/documents/Provincial%20P olicies/KZN_Human_Settlements_Disaster_Management_Policy.pdf

¹² 本調査内では、業務従事者の専門外となる「電力」や「通信」などの分野の情報も調査項目として含めているが、現地再委託での調査は実施せず、業務従事者で収集可能な範囲での対応を想定している。

(6) 対象国の便宜供与
概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	一部地域のみ有（プレトリアの JICA 南アフリカ共和国事務所の会議室を執務スペースとして利用可能）
4	家具（机・椅子・棚等）	一部地域のみ有（プレトリアの JICA 南アフリカ共和国事務所の会議室にある家具（机・椅子・棚等）を利用可能）
5	事務機器（コピー機等）	一部地域のみ有（プレトリアの JICA 南アフリカ共和国事務所の会議室にある事務機器（コピー機等）を利用可能）
6	Wi-Fi	一部地域のみ有（プレトリアの JICA 南アフリカ共和国事務所の会議室を執務スペースとして利用可能）

(7) 安全管理
別添 1～別添 3 を参照。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：防災分野（主に洪水）に係る各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁等は A 4 判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」を参照してください。

URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

- ・ 本件では、定額計上を指示する経費はありません。

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

別添1：南アフリカ安全対策措置

別添2：Red and Yellow Zones（危険地域情報）

別添3：空港トランジット情報

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3

南アフリカ共和国安全対策措置

JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）とは、外務省の海外安全情報等を参考に、JICA と契約関係のある国際協力事業関係者に対して、当該国への渡航（入国・滞在及びトランジット）にあたり JICA 事業を遂行する上で必要な安全対策のルールを JICA 独自に定めているものです。また、JICA と契約関係のない国際協力事業関係者に対しては、安全対策の一助として利用いただくために提供するものです。安全管理の観点から、本安全対策措置の共有は関係者限りにはしていただき、情報管理の徹底をお願いします。

<JICA 安全対策措置にかかる補足事項（全世界共通）>

（1）渡航前の事前準備

JICA と契約関係のある国際協力事業関係者は、全ての渡航について、渡航前に必ず海外渡航管理システム（トコカン）（※）へ渡航者情報・滞在先情報・緊急連絡先情報を登録し、JICA 安全対策研修（※※）を受講して下さい。渡航者は、旅程や滞在先情報に変更や更新があった場合、速やかに同システムにアクセスして情報を更新してください。同システムへのアクセスには、最初に ID とパスワードが必要です。ID 発給は案件担当部署の申請により行います。

渡航者自身による外務省「たびレジ」への登録は不要です（同システムからデータ連携を行うため）。ただし、3ヶ月以上の渡航は、同システムとは別に在外公館へ在留届を提出ください。

※海外渡航管理システム（トコカン）について

海外で有事が発生した際に、JICA は当該地域に滞在中の事業関係者について、同システムで対象者を検索し、注意喚起・安否確認のメッセージを同システムから一斉送信し安否確認を行います

※※（JICA と契約関係にある国際協力事業関係者の方へ）研修の受講義務について

JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）」をご確認の上、ご自身の渡航先に応じた JICA 安全対策研修を受講ください。また、JICA 役職員及び長期専門家・ボランティア等、JICA による赴任前研修の一環として安全対策の講義を受講した方については本研修の受講義務はありませんが、安全対策にかかる知見を深めるために追加的にご受講頂いても結構です。なお、上記研修・訓練は定期的に内容をアップデートしています。安全対策はセルフディフェンスが基本であるため、ご自身の安全対策知識・訓練の習熟度に応じ、過去に受講頂いた方についても2年間を目安に再度受講頂くことを推奨します。

（2）最新情報の入手

JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）は、各国・地域の治安状況の変化等により随時改定されますので、渡航にあたっては常に最新の安全対策措置（<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>）を入手するようお願いします。また、当該国・

地域別の治安やテロ、感染症等の情報や安全対策情報を提供する外務省の海外安全ホームページの情報
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>) と併せてご活用ください。

(3) 関係者間での周知徹底

JICA と契約関係のある国際協力事業関係者におかれては、安全対策措置の遵守をお願いするとともに、同一の目的で渡航する協力企業等の従事者に対しても、本安全対策措置について責任をもって周知頂くようお願いします。

JICA 安全対策措置（南アフリカ共和国）（2024. 5. 7 改定）

地域	渡航措置【注1】	行動規範【注2】
<p>全域（以下の地域を除く）</p>	<p>業務渡航：注意喚起 一般渡航：禁止</p>	<p>行動規範【注2】</p> <p>業務渡航</p> <p>（1）事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航承認を得た後、渡航の2週間前までに次のMS Forms 及び渡航管理システムにて事前連絡する。 https://forms.office.com/r/AL1W6x0L84 ・ その他主要都市での宿泊先は、各都市のCBD（Central Business District）地域を避ける。 ※別途、南ア事務所の安全対策アドバイザーが宿泊予定ホテルの安全性について状況を確認する。 <p>（2）行動規範</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩移動は禁止（ショッピングモール及び徒歩移動が許された国立公園を除く）。 ・ 別添1「Red and Yellow Zones」のうちRed Zoneには立入らない。業務上やむを得ず立ち入る場合には、事前にデモ発生等の最新の治安情報を確認の上、必要最小限の範囲及び滞在時間とする。Yellow Zoneへの不要不急の立ち入りは避ける。また、Red Zone・Yellow Zone共に宿泊は不可。 ・ 大きな事件発生のニュースを聞いた際は、自ら事務所等に安否を連絡する。 ・ 早朝、夕方、及び夜間の不要不急の外出はしない。 ・ 携帯電話を携行し、緊急連絡先は常に携帯しておく。 ※緊急時連絡先：安全対策用番号+27-(0)83-464-2516、次長+27-(0)83-309-1428 ・ ヨハネスブルグ国際空港への飛行機の発着時間が深夜・未明で、同時間帯の高速道路移動が発生する場合はセキュリティ会社によるエスコートの要否を検討するため、その旨上記連絡先に一報する。 ※時間帯によっては、空港隣接ホテルに宿泊し、明朝、明るくなってからの移動を要請する場合がある。
<p>ヨハネスブルグ（オリバー・タンボ国際空港）での</p>	<p>業務渡航：注意喚起 一般渡航：注意喚起</p>	<p>渡航の条件</p> <p>（1）事前準備</p> <p>1）宿泊を伴う場合</p>

<p>トランジット</p> <p>※ヨハネスブルクへの渡航は、上記「全域（以下の地域を除く）」に従うこと。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・次の MS Forms 及び渡航管理システムにて事前連絡する。 https://forms.office.com/r/AL1W6x0L84 ・日付を跨いだ長時間のトランジットの場合、必ずホテルに滞在する。空港の一般ロビーで夜を明かすことは禁止。 ・トランジット宿泊ホテルは、空港に隣接し徒歩で移動が可能な City Lodge を第一候補とする。第二候補は、同じく空港に隣接し徒歩で移動が可能な Intercontinental Hotel とする。別添 2「ケープタウン宿泊先及び O.R. Tambo 国際空港トランジットホテル」参照。 ・ホテル予約については、事前支払いがないとキャンセルされることがあるため、事前予約時に支払いを完了し、レシート、予約証明書を持参しておく。（現地払いを避ける） <p>2) 宿泊を伴わない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所への事前連絡は不要とする。ただし、出発便の遅延等で急遽、入国・宿泊することになった場合は 1) に準じる。以下連絡先に入国・宿泊の旨、連絡する。（入国手続きが発生するトランジットもあるため、事前に入国の有無を確認し、トランジットの時間を十分に確保する。） <p>※緊急時連絡先：安全対策用番号+27-(0)83-464-2516、次長+27-(0)83-309-1428</p> <p>(2) 行動規範</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港施設及びホテル施設からの外出は禁止。食事は、ホテル内のレストラン、ルームサービスやデリバリー等を利用する。
<p>ケープタウン及びその近郊 (ケープ・ポイント、喜望峰、ステレンボシュ、パール、ウェリントン、フランシュフックを指す。)</p>	<p>業務渡航：注意喚起 一般渡航：在外事務所長承認</p>	<p>業務渡航： 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の MS Forms 及び渡航管理システムにて事前連絡する。 https://forms.office.com/r/AL1W6x0L84 ・訪問先、時期・期間等により、安全確認を経て、日程調整等が必要になる場合もあるため、1 か月前までに連絡する。 <p>一般渡航： (1) 事前準備</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航開始日から 1 ヶ月前までに、次の MS Forms 及び渡航管理システムにて申請する。 https://forms.office.com/r/xmjGxi93vH ・ 申請受領後、5 営業日以内に当事務所から渡航可否回答予定。 ・ 宿泊先は別添 2「ケープタウン宿泊先及び O.R. Tambo 国際空港トランジットホテル」参照。 ・ リストにないホテル宿泊を希望する場合、承認までに時間を要する場合があります。 <p>(2) 行動規範</p> <p>1) 一般渡航のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動範囲は、ケープタウンから 75 km 程度の範囲とする。 ・ ハマナス（ケープタウンから 120 km）、アグラス岬（同 220 km）は渡航不可。 ・ 到着後は、速やかに当地での通信手段を確保（南アで使用可能な SIM カードを購入）し、緊急時の通信手段を確保する。 ※緊急時連絡先：安全対策用番号+27-(0)83-464-2516、次長+27-(0)83-309-1428 <p>2) 業務、一般渡航共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケープタウンへの移動手段は空路のみ可。 ・ 別添 1「Red and Yellow Zones」のうち Red Zone には立入らない。業務上やむを得ず立ち入る場合には、事前にデモ発生等の最新の治安情報を確認の上、必要最小限の範囲及び滞在時間とする。Yellow Zone への不要不急の立ち入りは避ける。また、Red Zone・Yellow Zone 共に宿泊は不可。 ・ ケープタウン及びその近郊での移動手段：タクシー（ドア to ドアの個人タクシー）、2 階建て観光バス、Uber などの配車サービス、レンタカーを利用し、鉄道は利用しない。都市間の長距離バスの利用は禁止。 ・ ケープタウン空港への到着時間が夜間の場合は、ホテル等に事前に依頼し、空港からホテルへの移動手段を確実に手配する。 ・ 徒歩移動は禁止（ショッピングモール及び徒歩移動が許された国立公園を除く）。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・大きな事件発生のニュースを聞いた際は、自ら事務所等に安否を連絡する。 ・街歩き、タウンシップ訪問は旅行会社によるツアーに参加した場合のみ可。 ・早朝、夕方、及び夜間の不要不急の外出はしない。 ・テーブルマウンテンへの徒歩登山は、ガイドを伴う場合のみ可。
--	--	--

【注 1】

- 「渡航措置」：JICA と契約関係のある国際協力事業関係者が当該国への渡航にあたり求める条件。「業務渡航」は業務目的で当該国に渡航する場合（出張、赴任、研修、長期研修員の域外実地研修、等）、または当該国（派遣先国）内の勤務地から移動する場合（国内出張）をいう。「一般渡航」は派遣先国から当該国に私的理由で渡航する場合（健康管理旅行、私事目的の任国外旅行、長期研修員の私費一時帰国及び第三国への旅行、等）、または派遣中の当該国滞在中に同国内を私的理由で旅行する場合をいう。

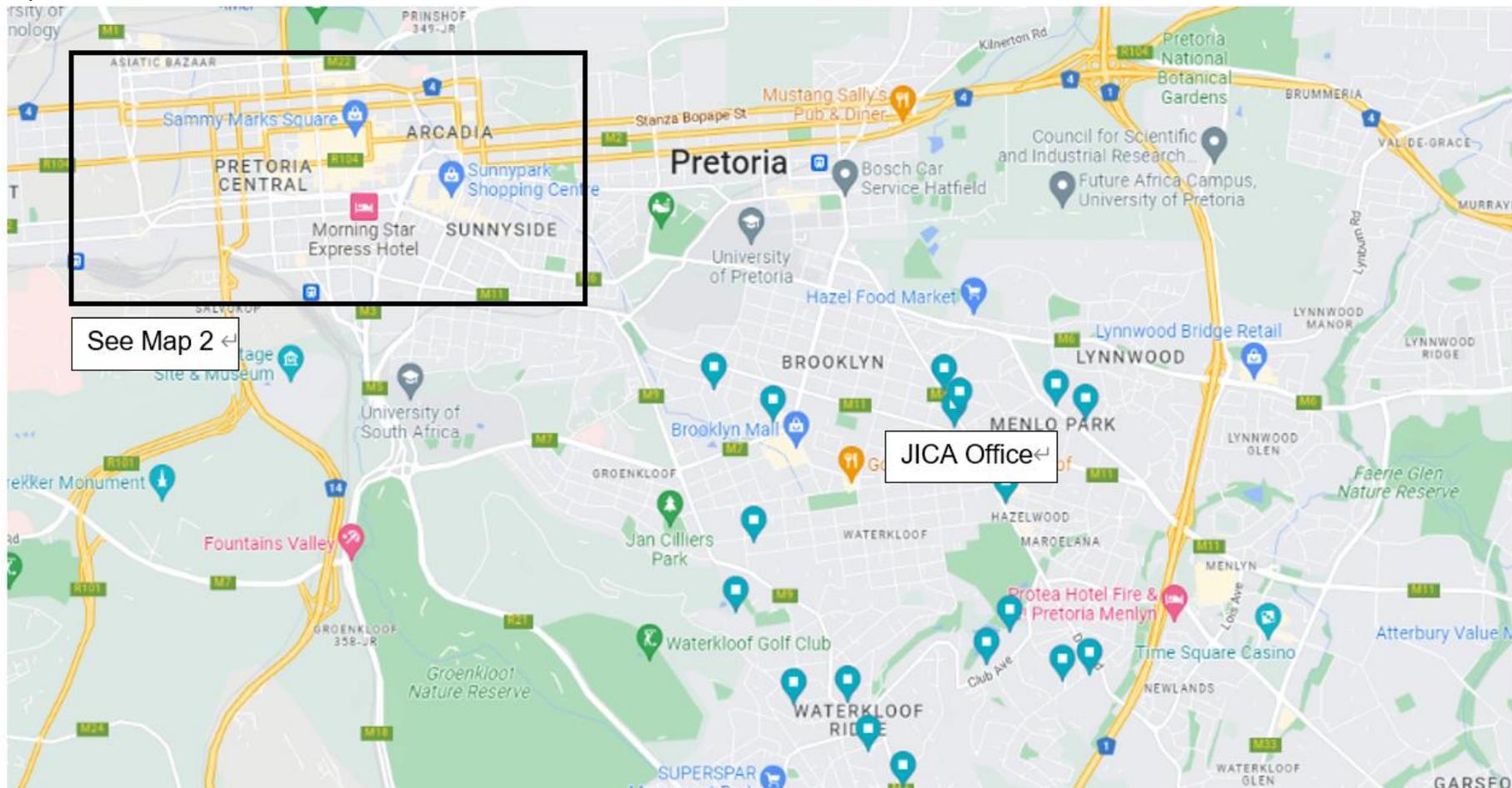
- 「派遣中の関係者」：当該国に入国済みで、3 ヶ月以上滞在している者（予定含む）。

【注 2】「行動規範」：JICA と契約関係のある国際協力事業関係者の安全確保のため、当該国への渡航にあたり、移動手段、行動範囲、外出時間帯、同行者・警護の有無、通信手段、宿舎の利用等について規定するルール。

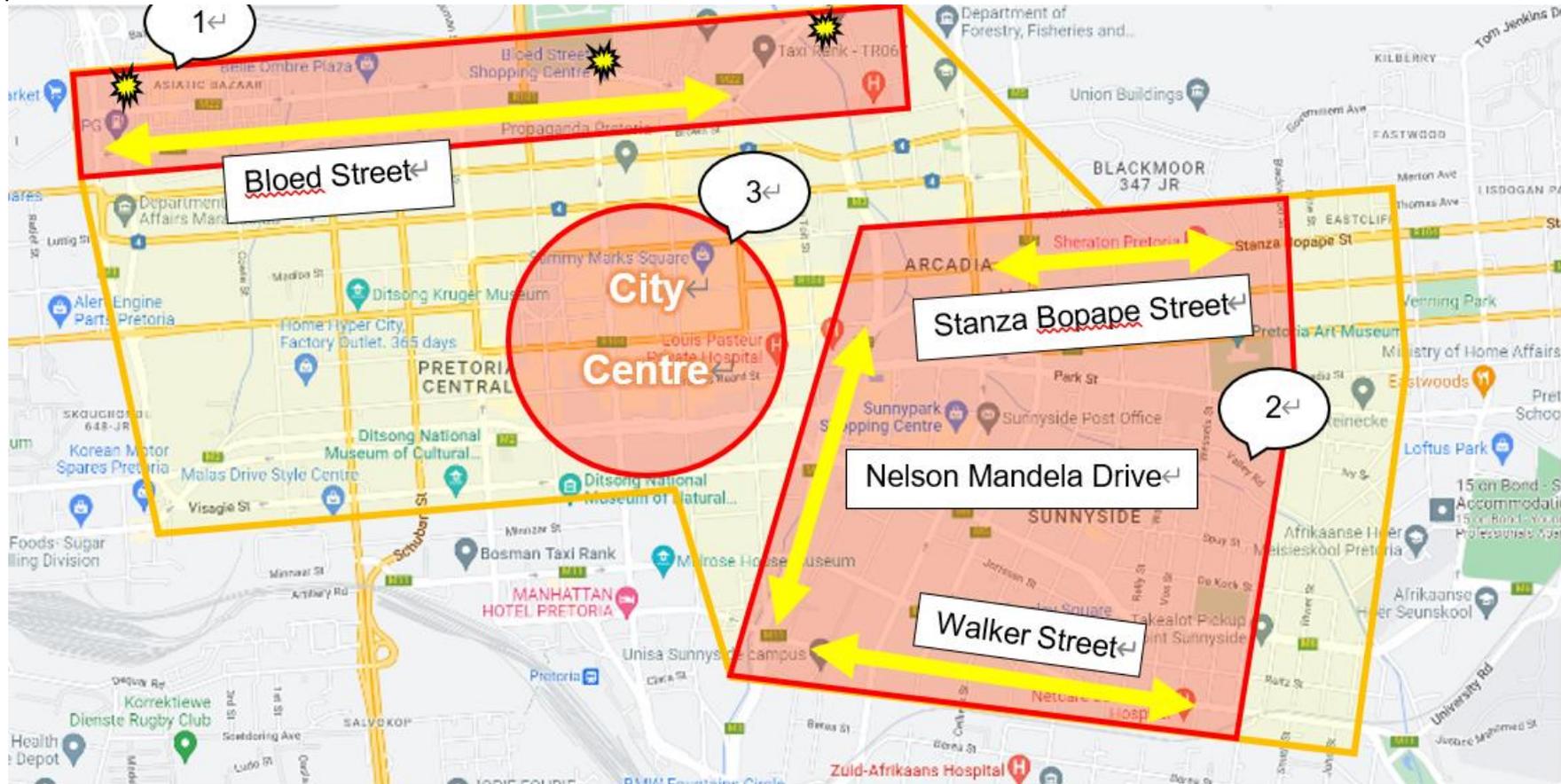
Red and Yellow Zone (危険地域情報)

Pretoria

Map 1: Pretoria Wider Area



Map 2: Red and Yellow Zones for Pretoria CBD



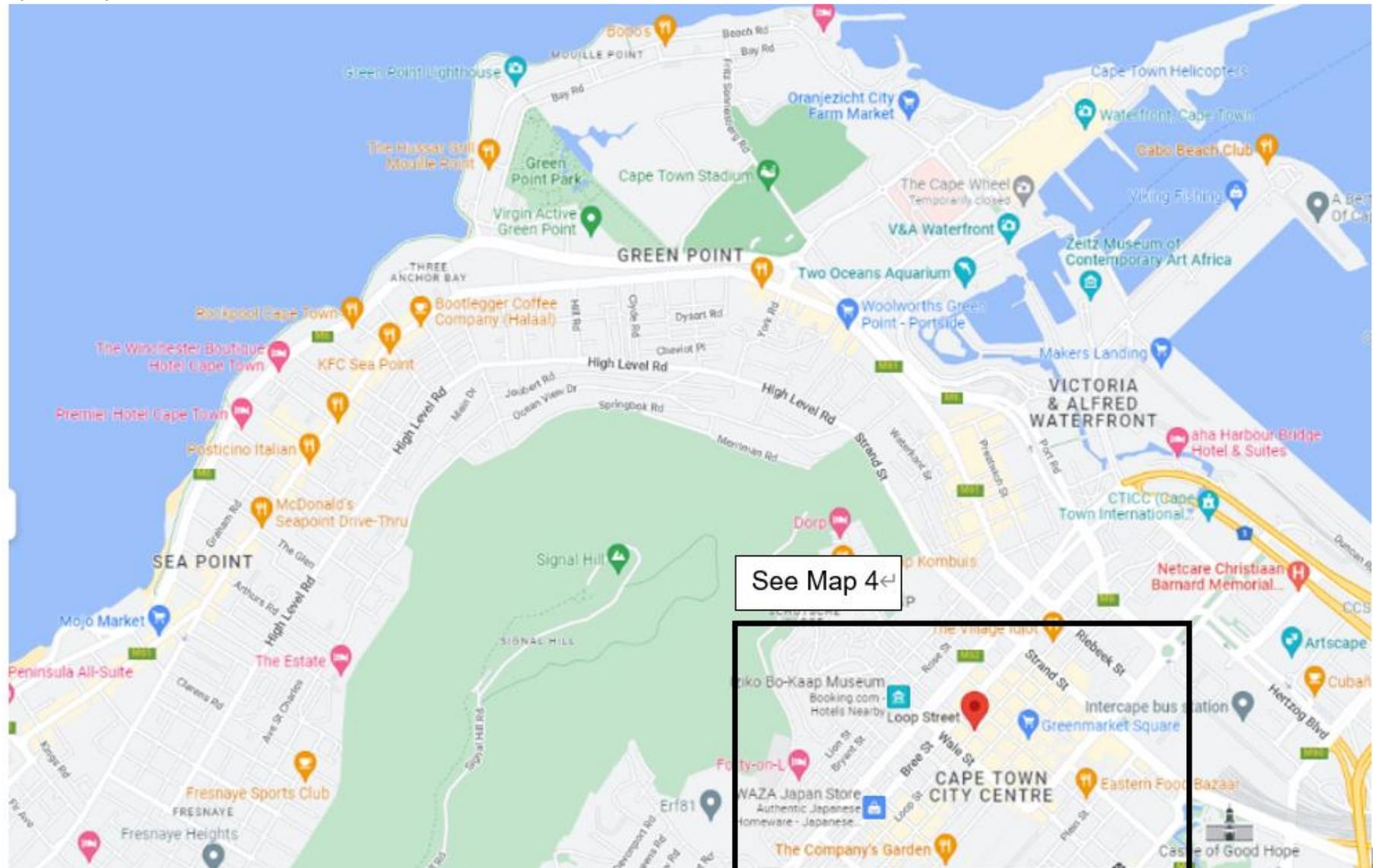
Please avoid entering Red zones all day. Please avoid nonessential and non-urgent entering Yellow zone. It is prohibited to use accommodation located in these zones. Experts work in the city must always be careful when in these zones, never walk anywhere.

Red Zones

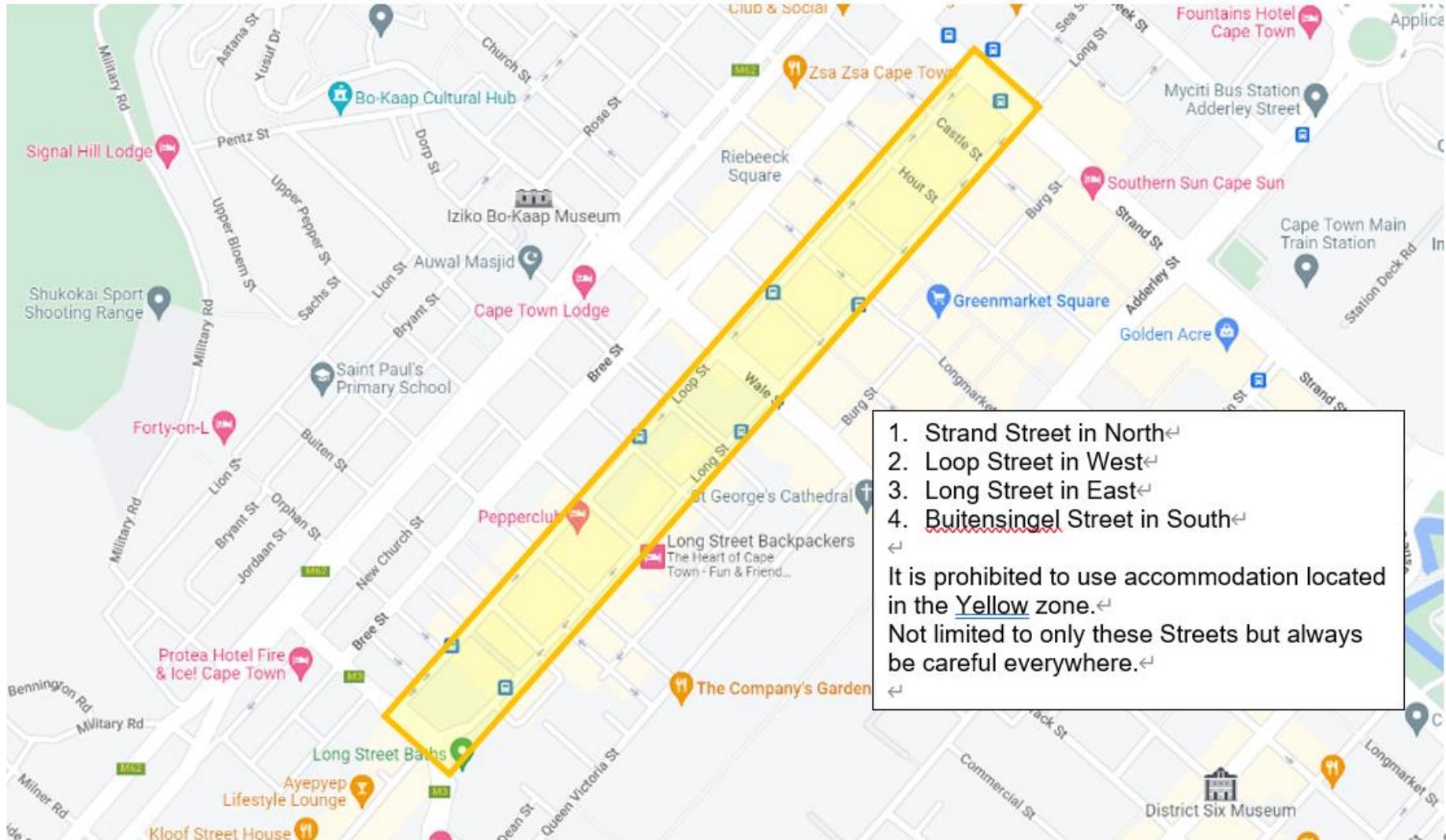
1. North of Bloed Street, from the Asiatic Bazaar (Marabastad) in the West, to the Taxi Rank on the East and Bloed Street Shopping centre in the middle
2. From Stanza Bopape Street down to Walker Street and Nelson Mandela Drive on West to the line down from Blackwood Street
3. All of City Centre

Cape Town

Map 3: Cape Town Wider Area



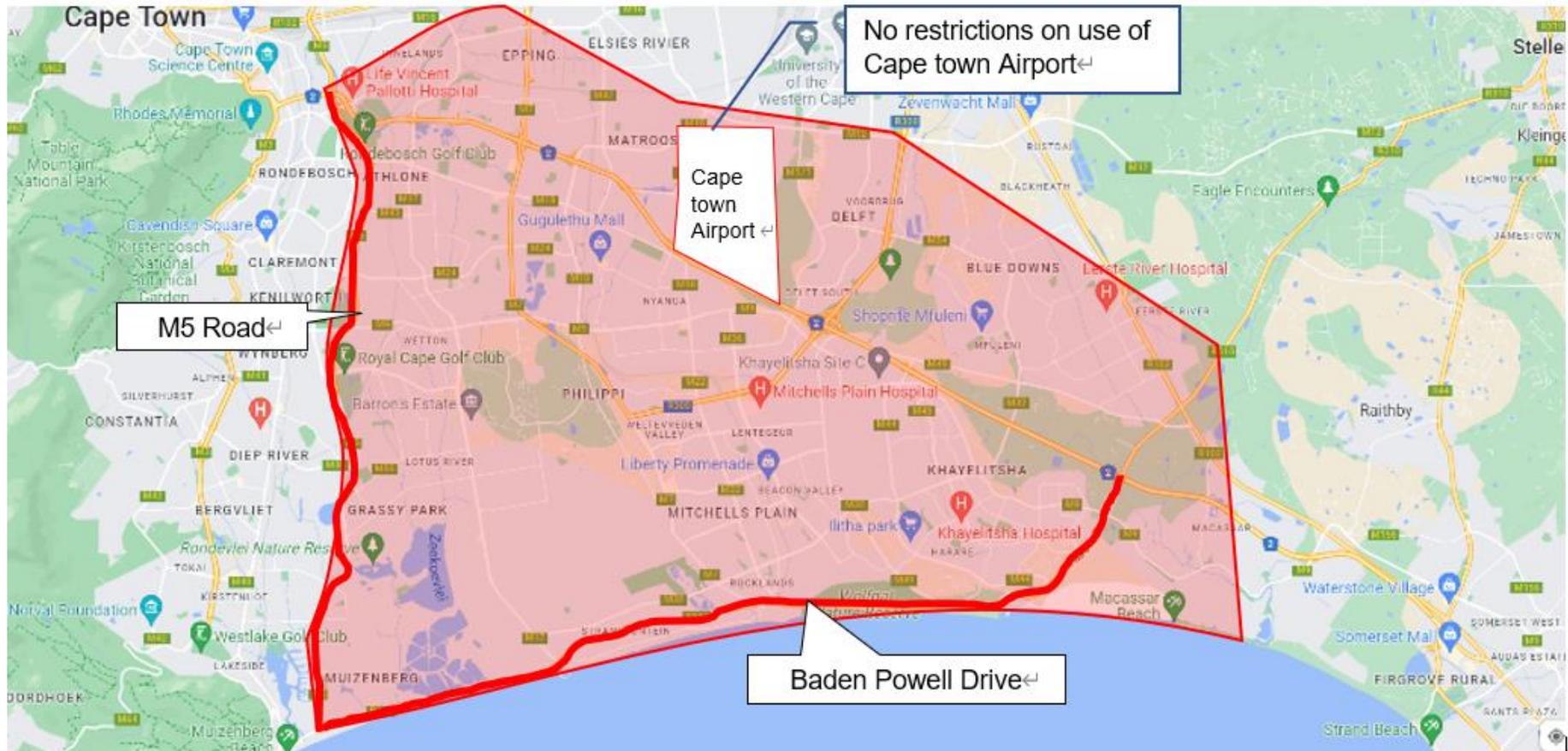
Map 4: Yellow Zone for Cape Town City Centre



Map 5: Greater Cape Town area



Map 6: Red Zone for Cape Flats



- | | | |
|--|--|---|
| 1. <u>Elsies River/Epping</u> in North | 2. <u>Philippi, Gugulethu and Nyanga</u> in the middle | 3. <u>Blue Downs/Delft</u> in East |
| 4. <u>Grassy Park</u> in West | 5. <u>Mitchells Plein</u> in South | 6. <u>Macassar/Khayalitsha</u> South/East |

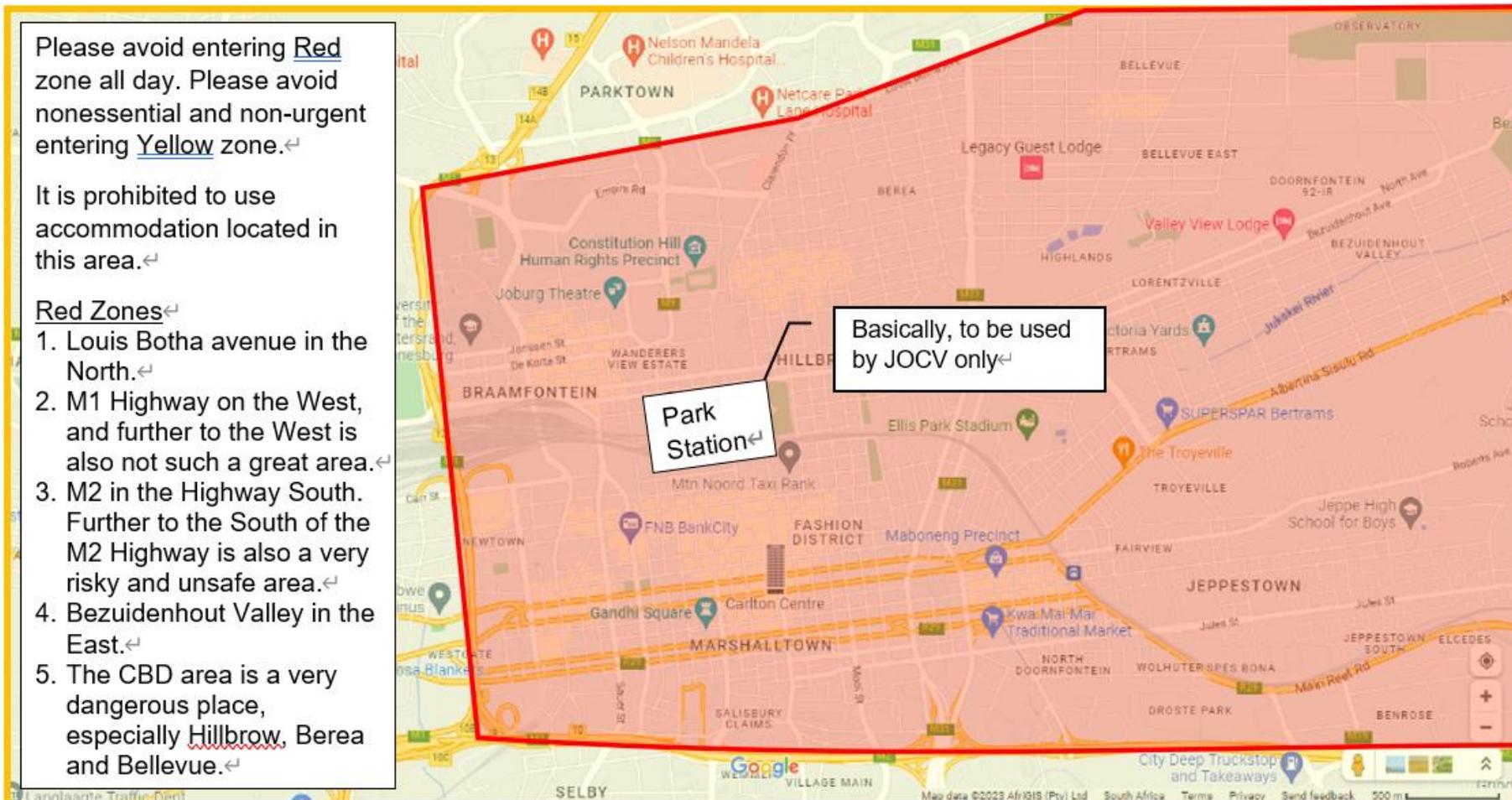
These are the approximate suburbs that are marked as very dangerous due to gangster activity. The airport is also in the middle. Avoid going into one of these areas and only use the highway to get to the city. Avoid any of the beaches along Baden Powel drive south of these areas along the coast line, and M5 Road also even during the day time.

Johannesburg

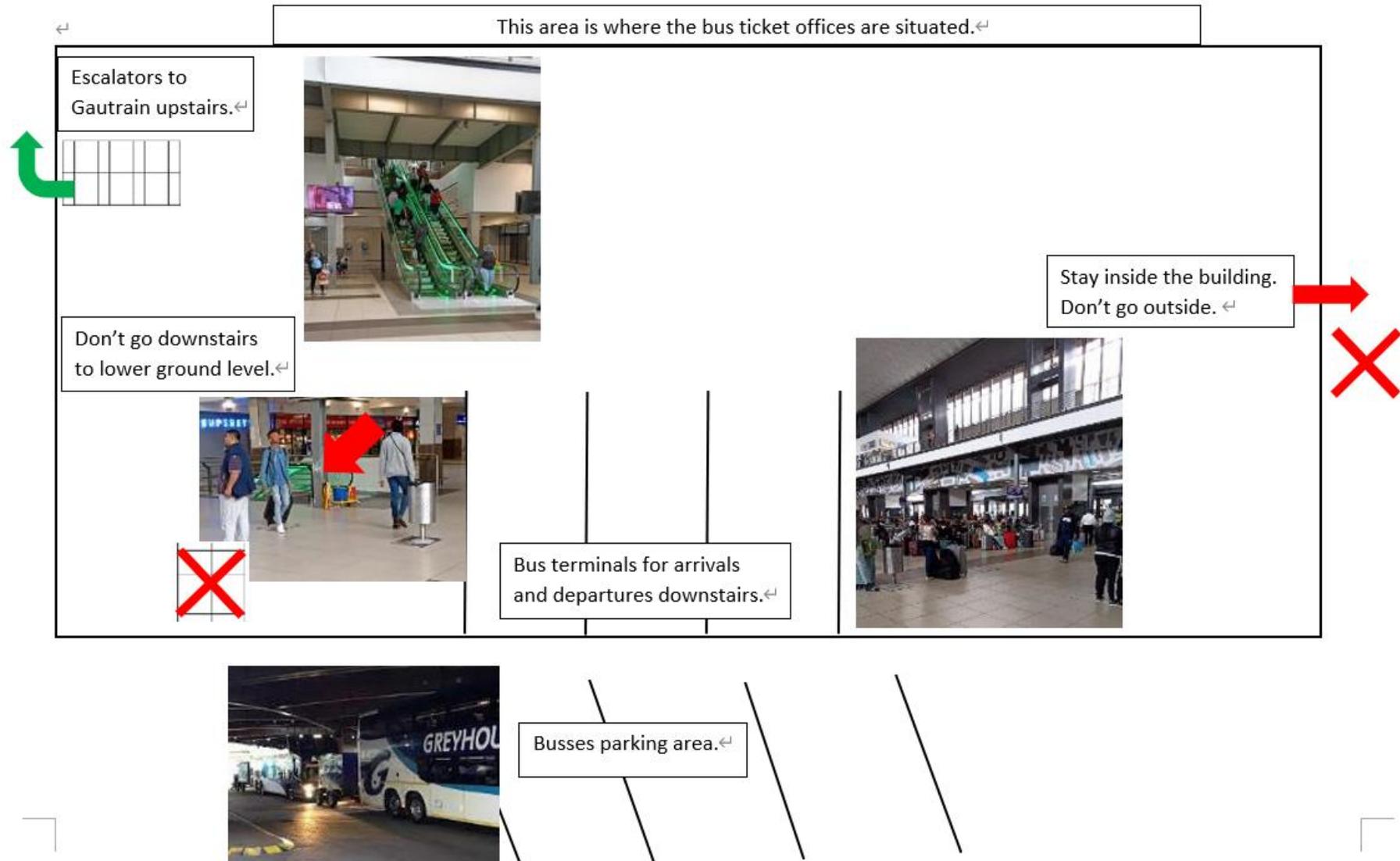
Map 7: Johannesburg Wider Area



Map 8: Red and Yellow Zones for Johannesburg City Centre



Map 9: Floor Map of Park Station



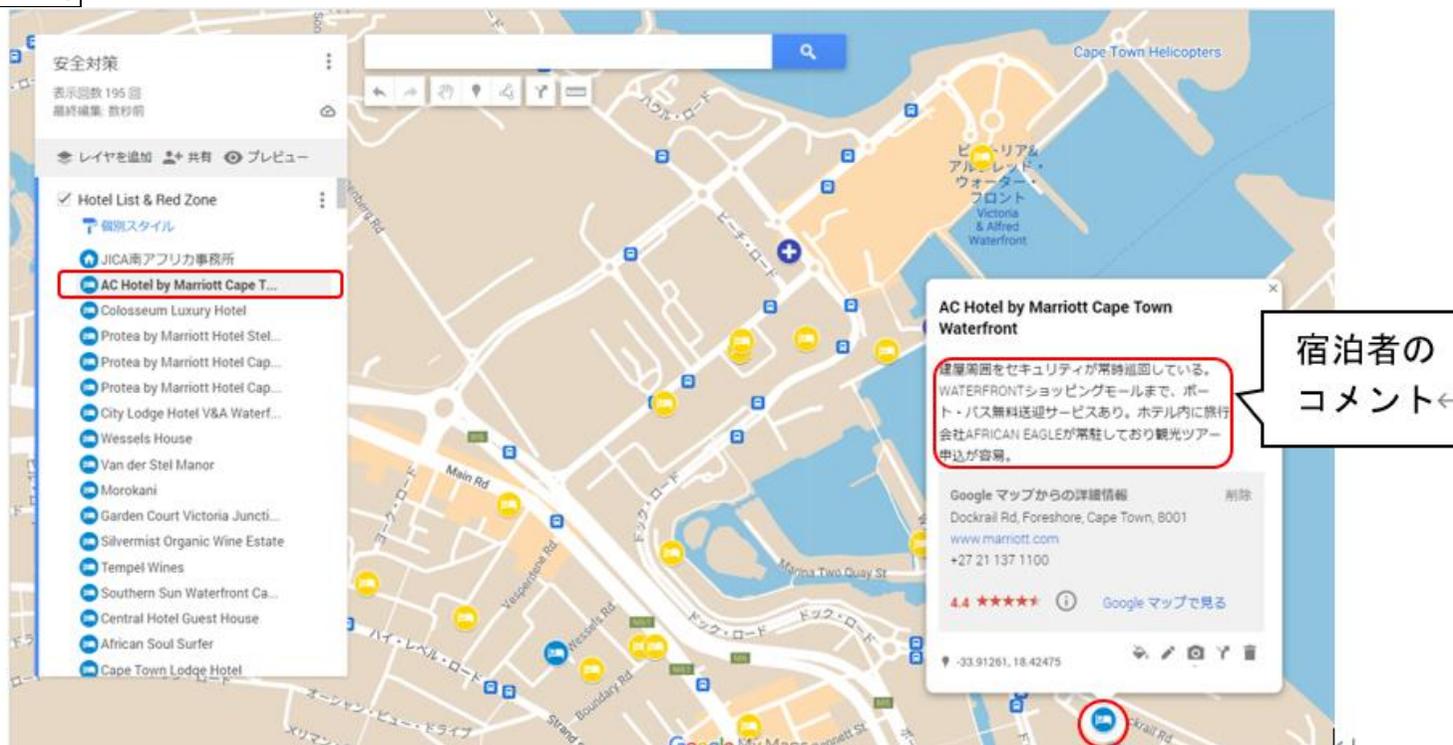
空港トランジット情報
(ケープタウン宿泊先及び O. R. Tambo 国際空港トランジットホテル)

2023 年 10 月
JICA 南アフリカ共和国事務所

ケープタウンへの渡航や O. R Tambo 国際空港でのトランジットの際に利用可能なホテルは、以下のリンクからご確認ください。
最新の JICA 安全対策措置を熟読の上、渡航の準備を進めてください。

[安全対策マップ及びホテルリスト](#) (以下 Google Maps が起動します)

ケープタウン近郊



左のリストもしくはマップ上のアイコンをクリックするとホテルの情報が得られます。

Hotel List & Red Zone

2022 年以降に利用実績がある宿泊先一覧です。利用可能な宿泊施設は、 のアイコンで表示されています。
申請後の安全確認で何らかの問題があり利用不可となった宿泊先は のアイコンで表示されています。他にも の
のアイコンや があるエリアは、治安上問題があるところなので、不用意に立ち入ることの無いようお願いいたします。
参考情報として宿泊者のコメントを入れています。

～2021 Hotel List

2021 年以前に利用実績のある宿泊先一覧です。黄色のアイコンで表示されています。すべての現存確認はしておりません
ので、ご理解のほどよろしく申し上げます。これらの宿泊先もしくはリスト外の宿泊先を利用する場合は、渡航承認までに時
間を要します。

Private Hospital / Clinic

南アフリカでも比較的安心して受診できる私立病院の一覧です。

O.R. Tambo 国際空港トランジット

業務渡航／一般渡航を問わず全ての JICA 関係者が対象です。

1. 宿泊を伴う場合（入国が必要になります）

トランジットホテルは、 のアイコンで空港に隣接し徒歩で移動が可能な City Lodge を第一候補としてください。第二
候補は、同じく空港に隣接し徒歩で移動が可能な Intercontinental Hotel としてください。やむを得ず のアイコンのホテル
を利用する場合、空港からホテルまでの移動手段は、ホテルが提供するシャトルバスサービスを使用してください。空港から
シャトルバス乗り場までは、多くの荷物を携行した徒歩移動となるため、携行品の盗難には十分留意してください。

2. 宿泊を伴わない場合

宿泊を伴わない場合は、事務所への事前連絡は不要とするが、空港内トランジットエリアに留まってください（南ア
への入国及び空港施設からの外出は禁止）。ただし、出発便の遅延等で急遽、入国・宿泊することになった場合は「1. 宿
泊を伴う場合」に準じてください。

以 上